

# 道路占用許可申請書作成時の留意点

令和8年4月

上越市ガス水道局供給計画課 需要家設備係

## 1 県道・市道共通事項

### ① 申請者

#### (1) 住所

上越市春日山町3丁目1番63号とすること。

#### (2) 上越市ガス水道事業管理者

池田 浩とすること。

#### (3) 担当者

「供給計画課 需要家設備係」、「電話：025-522-5517」とすること。

### ② 占用の目的

具体的な内容を記載すること。

例：住宅新築に伴う、ガス水道引込管埋設工事

### ③ 占用の場所

路線名は道路網図等により、路線名及び路線番号を確認し記入すること。路線番号は路線名の後に（ ）内に記載。路線名及び路線番号の確認は上越市ホームページ内、上越市地図情報サービス（eマップじょうえつ）にて確認可能。

一つの工事で2路線ある場合は、各路線ごとに占用申請書を作成すること。

例：県道 大潟上越 線（468）、市道 裏寺 線（F-181）

工事場所は、引込先の地名地番（住居表示可）の次に「地先」とする。

例：上越市春日山町3丁目1-63 地先

### ④ 占用物件

管種の名称は次のとおりとすること。

区分	名 称
ガ ス	ガス用ポリエチレン管（PE）
	ポリエチレン被覆鋼管（PLP）
	配管用炭素鋼鋼管（SGP）
水 道	水道用ポリエチレン管[一種二層]（PE(A)）
	水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管（HIVP）
	水道用硬質塩化ビニル管（TSVP）
	水道配水用ポリエチレン管[高密度]（HPPE）
	水道用ポリエチレン管[低密度]（PP）
	水道用鋼管[ポリ粉体ライニング]（SGP-PB）
	水道用鋼管[塩化ビニルライニング]（SGP-VB）
水道用ダクタイル鋳鉄管[K形・NS形・GX形]（DC(K)・DC(NS)・DC(GX)）	

規模は、埋設する管の外径とし、ミリメートル単位とする。

数量は、本管から官民境界までの延長とし、メートル単位で小数第一位までとする。

既設管の撤去を含むときは、マイナスの数量表記とする。

また、撤去のみのときは廃止届となる。

例：ガス引込管φ30mmをφ50mmに増径するとき

名称	規模	数量
ガス用ポリエチレン管 (PE)	φ60mm	L=5.2m
【撤去】ガス用ポリエチレン管 (PE)	φ42mm	L=-5.2m

⑤ 工事の期間

As 舗装の車道部については仮復旧後に舗装本復旧を行うため、舗装本復旧工事を含めた期間とし、毎年3月～7月末までの占用工事は11月30日とする。また、8月～翌年2月末までの占用工事は翌年11月30日までの工事の期間とし、以下「⑥ 12月から翌年3月（原則道路掘削禁止期間）における留意点」と同様に、埋戻しを本復旧の断面構成とするとともに、理由書（掘削期間に行う理由および除雪業者と協議済みであることを明記）を添付すること。

歩道部（As 舗装、インターロッキングブロック舗装）、乗入れ部は掘削当日の舗装本復旧となるため、工事予定日に予備日数を加えた月日とする。

⑥ 12月から翌年3月（原則道路掘削禁止期間）における留意点

「ガス又は水道の各戸引込み管工事等、市民の日常生活に直接影響があると認められるもの」等は例外されることがある。県道の既設管元止めのみは原則認められない。

(1) 占用申請書に理由書を添付すること。

事前に除雪業者と協議し「協議済み」であることを明記すること。

(2) 県道車道部の仮復旧の断面構成は、掘削範囲内（影響幅を取らず）で、本復旧の断面構成と同じにすること。（舗装構成が2層以上となる。）

⑦ 提出期限

道路占用許可申請書は工事予定日の4週間前までに提出すること。（道路管理者からの許可に2週間程度かかるため）

⑧ 申請書の添付書類

(1) 位置図 工事場所が分かるように図示すること。また、現況写真の撮影方向も明記すること。

(2) 平面図・横断面図・掘削復旧断面図等の図面

※平面図、断面図に掘削範囲及び本復旧範囲を必ず記載する。

(3) 現況写真

占用工事箇所の写真は2方向以上から撮影し、それぞれの写真に本管を破線、当該占用管を実線にて記載するとともに、掘削範囲・本復旧範囲を明記すること。

また、位置図に明記した写真の撮影方向を記載すること。

(4) 工程表

⑨ 申請内容の整合

申請書・図面（平面・横断・掘削復旧断面・延長・口径・埋設深等）・工程表の内容が一致することを提出前に再確認すること。

⑩ 他工事との調整

(1) 占用工事箇所付近に別工事の舗装復旧跡がある場合、道路管理者から舗装復旧範囲について指示を受ける場合があるため、申請書作成の前に「位置図」と「現況写真」により、局に事前相談すること。

(2) 道路管理者から乗入れ工事や下水道取付け管工事など他占用工事の有無を聞かれることがあるため、予め建築元請業者等に聞き取り、他占用物件(工事)の有無を報告すること。その際、下水道取付け管工事がある場合は、ガス水道と下水道の工事箇所が近接するよう建築元請業者等と調整すること。

⑪ その他

(1) 下水道工事又は農業集落排水工事の土工事に合わせ、同一溝内にガス水道の引込管を布設するときは、その旨を申請書の備考欄に記載すること。

例：掘削復旧は下水道工事にて施工 他工事等施工の本復旧についても記載のこと

(2) 近年、カラー合材や⑤開粒度 As 等を使用した舗装が行われている歩道等が多くなっている。舗装本復旧は原形復旧が原則のため、現況を十分に調査し、占用申請及び施工を行うこと。

## 2 県道

① 占用の期間

占用の期間は、占用工事実施年度を含めた 10 年後の年度末日までとする。

例：工事予定が令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日の間であれば占用期間は  
令和 18 年 3 月 31 日まで 10 年間

② 車道部の埋戻し断面構成

車道部は路線（交通量区分）により埋戻しの断面構成が異なるため、交通量区分を必ず確認すること。※令和 7 年 4 月から舗装構成区分が一部変更となっています。

断面構成[設計 CBR8]（単位：mm）

占用復旧時の交通量区分	区分	表層	基層	上層路盤		下層路盤	合計厚
		仮復旧⑤ 本復旧※	②	①	M-40	RC-40 ARC-40	
N3-2	仮復旧	50	-	-	120	120	290
	本復旧	50	-	-	120	120	
N4	仮復旧	50	-	-	120	200	370
	本復旧	50	-	-	120	200	
N5-1	仮復旧	50	-	-	170	200	420
	本復旧	50	50	-	120	200	
N5-2	仮復旧	50	-	-	190	250	490
	本復旧	50	50	-	140	250	
N6-1	仮復旧	50	-	-	300	200	550
	本復旧	50	50	50	200	200	

※消融雪施設設置箇所は⑦密粒度 As（新 20FH）改質 I 型とし、その他は⑤密粒度 As（新 20FH）とする。

[参考：② 粗粒 As（20）、① 瀝青安定処理（25）、M-40 粒度調整砕石 φ40～0 mm、RC-40 再生クラッシャーラン φ40～0 mm、ARC-40 アスファルト再生クラッシャーラン φ40～0 mm]

路床材は管上 20 cm の洗砂を除き、原則 CBR8 以上の改良土 φ40～0 mm を使用すること。  
占用埋設深が 1.2m 未満の場合、路床材を改良土以外とした場合 CBR は 3 となる。

コンクリート舗装道の地下埋設は原則認められていないため、事前に局に連絡をしてください。局と県が協議を行います。

③ 歩道部等の埋戻し断面構成

区分	表層	路盤
As 舗装歩道	⑨ t=40 mm	RC-40 t=150 mm
As 舗装乗入れ（自家用車等の乗入れ）	⑤ t=50 mm	M-40 t=250 mm
インターロッキングブロック舗装歩道	ブロック t=80 mm	サンドクッション t=20 mm
		M-40 t=150 mm

[参考：⑨ 密粒度 As (13F) ⑤ 密粒度 As (新 20FH) ]

④ 舗装本復旧範囲

掘削幅に片側+30 cmとする。

センターラインがある車道について、センターラインを越えない掘削の場合は半幅。センターラインを越えた掘削、又はセンターラインの無い車道及び歩道と乗入れについては全幅とする。

④ 着手届と完了届

占用申請許可後、工事着手の2週間前までに着手届の提出が必要です。工事予定日が決まったら局へ着手届を提出してください。

工事完了後は、着手前、工事中及び工事完了後の写真を添付して完了届を速やかに局へ提出してください。

※工事中写真は、さや管の閉塞状況と構造物周辺の施工状況及び転圧状況がわかるものが必要です。写真不備、又はえぐり掘り等の施工の不備は、施工のやり直しになる場合がありますので、適切な施工と写真管理をお願いします。

### 3 市道

① 占用の期間

占用の期間は、令和17年3月31日までと統一されており、年度による年数計算となる。

例：工事予定が令和8年4月1日から令和9年3月31日の間であれば占用期間は  
令和17年3月31日まで9年間

※工事が令和9年4月1日以降の申請になる場合は、占用の期間が「令和17年3月31日まで 8年間」になります。以降「令和17年3月31日」が基準となり年数が減っていきます。

② 車道部の埋戻し断面構成

断面構成（単位：mm）

区分		表層	上層路盤	下層路盤	合計厚
1・2級 その他	合材・骨材	仮復旧⑤ 本復旧※	M-40	ARC-40 RC-40	290
	仮復旧	50	120	120	
	本復旧	50	120	120	

※消融雪施設設置箇所は⑦密粒度 As (新 20FH) 改質 I 型とし、その他は⑤密粒度 As (新 20FH) とする。

[参考：M-40 粒度調整砕石 φ40～0 mm、ARC-40 アスファルト再生クラッシャーラン φ40～0 mm、RC-40 再生クラッシャーラン φ40～0 mm]

路床材は管上 20 cmの洗砂を除き、改良土 φ40～0 mm又は ARC-40、RC-40 のいずれかを使用すること。

③ 歩道部等の埋戻し断面構成

区分	表層	路盤
As 舗装歩道	⑨⑮ t=40 mm	ARC-40 t=150 mm 又は RC-40 t=150 mm
As 舗装乗入れ（自家用車等の乗入れ）	⑤ t=50 mm	M-40 t=250 mm
インターロッキングブロック舗装歩道	ブロック t=80 mm	サントクッション t=20 mm
		M-40 t=150 mm

[参考：⑨ 密粒度 As (13F)、⑮ 開粒度 As (13)、⑤密粒度 As (新 20FH) ]

④ 舗装本復旧範囲

掘削幅の 1.5 倍とする（5 cm 単位に切上げ。掘削幅が 55 cm のときは、82.5 cm ではなく 85 cm）。ただし、掘削幅が 1.2m 超のときは、県道と同様に片側+30 cm とする。

復旧範囲が道路幅員の中心を超える場合、As 舗装の歩道、交差点内及び幅員が 4.0m 未満の道路は全幅。復旧範囲が中心を超えない 4.0m 以上の道路は半幅。なお、復旧範囲に道路構造物（消雪パイプ及び側溝等）がある場合は道路構造物までが復旧範囲となる。

⑤ その他

- (1) 占用申請書提出前に、工事を行う町内会長に連絡をし、工事の同意を得ること。その内容を申請書の備考欄に記載すること。同意書の写しの添付は不要。

例：令和 8 年 4 月 1 日、町内会長同意済み

- (2) 市道掘削復旧基準（令和 5 年 3 月 28 日付）より、掘削時 道路構造物等に近接する場合は原則 10 cm 以上離し、掘削範囲外に影響を与えないよう施工すること。 崩れそうな土質の場合は土留め施工等を行うこと。

占用申請書の図面及び写真についても、構造物から離れた掘削線を記入すること。